

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市観音寺町土地改良区が土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水路改修事業）有明畑かん地区）計画を変更することについて令和5年4月5日認可した。

令和5年4月14日

香川県知事 池 田 豊 人